

農業の有する多面的機能の発揮の促進に関する計画

佐川町

1 促進計画の区域

別紙地図に記載のとおりとする。

2 促進計画の目標

1. 佐川町全域

(1) 現況

本地域は、高知県の中西部に位置する標高約80mの盆地状の地形であるため、昼夜の温度差が大きい。中央部は、仁淀川の支流が流れており、主に河川の流域に開けた平坦部と谷間や山麓の地域に分かれている。本地域は、全域で主に水稻栽培が行われているほか、ニラ、イチゴ、生姜、梨、茶などの栽培も盛んに行われている。しかし、農家の高齢化や後継者不足等により個々の農家では農地を維持・管理していくことが困難な状況にあり、今後は、地域ぐるみでの共同の取組が必要である。更に、谷間や山麓の急傾斜地域の棚田では、平坦部の農地と比べて生産条件の格差が大きいことから、これを補正する取組を行うことが必要である。また、エコファーマーとして米のブランド化に取り組んでいる地域もあり、今後は、環境負荷の軽減に配慮した農業の生産方式の普及による農産物のブランド化を図ることも必要となっている。

このことから、「農道・水路等の地域資源の基礎的保全活動や質的な向上を図る共同活動及び施設の長寿命化の活動」「農業生産活動を将来に向けて維持するための活動」「環境保全型農業の取組」など、多面的機能が適切に発揮される取組が必要である。

(2) 目標

本地域では、多面的機能の発揮の促進を図るため、農業者と地域住民や関係団体との協力体制を整備し、地域共同による保全管理体制の拡充・強化や長寿命化に向けた地域ぐるみでの取組などにより法第3条第3項第1号に掲げる事業を推進する。また、本地域の中山間地域等の条件不利地域においては、法第3条第3項第2号に掲げる事業を推進し、農業生産活動を継続的に実施できるように支援する。更に、本地域の実情に応じた環境保全型農業の取組への支援を行うことにより法第3条第3項第3号に掲げる事業を推進し、自然環境の保全に資する農業生産活動の普及・定着を図る。

3 法第6条第2項第1号の区域内においてその実施を推進する多面的機能発揮促進事業に関する事項

| | 実施を推進する区域 | 実施を推進する事業 |
|---|-----------|---|
| ① | 佐川町全域 | 法第3条第3項第1号に掲げる事業及び同項第2号に掲げる事業、同項第3号に掲げる事業 |

4 法第6条第2項第1号の区域内において特に重点的に多面的機能発揮促進事業の実施を推進する区域を定める場合にあっては、その区域

設定しない。

5 その他促進計画の実施に関し市町村が必要と認める事項

法第3条第3項第2号（中山間地域等直接支払）事業に係る対象農用地の基準等については、次のとおり定める。

（1）対象農用地の基準

1）対象地域及び対象農用地の指定

交付金の対象地域及び対象農用地については、次のアの指定地域のうちイの要件を満たす農振農用地区域内の農用地であって、1ha以上の一団の農用地とする。ただし、連担部分が1ha未満の団地であっても、集落協定に基づく農用地の保全に向けた共同取組活動が行われる複数の団地の合計面積が1ha以上であるときは、対象とする。また、連担している農用地でも傾斜等が異なる農用地で構成される場合には、一部農用地を指定することができる。

更に、一団の農用地において、田と田以外が混在しすべてが田の傾斜基準を満たしている場合においては、当該一団の農用地について、協定の対象となる農用地とすることができる。ただし、交付金の対象となる農用地は、田のみとする。なお、畦畔及び法面も農用地面積に加える。

ア 対象地域

- （ア）特定農山村地域（尾川地区、加茂地区）
- （イ）振興山村地域（尾川地区）
- （ウ）特認地域（佐川地区、斗賀野地区、黒岩地区）

イ 対象農用地

- （ア）急傾斜農用地については、田 1/20 以上、畑、草地及び採草放牧地 15 度以上勾配は、団地の主傾斜により判定を行い、団地の一部が当該主傾斜を下回っても、当該主傾斜が傾斜基準を満たす場合には交付金の対象とする。
- （イ）自然条件により小区画・不整形な田
- （ウ）町長の判断によるもの
 - a 緩傾斜農用地

緩傾斜農用地については、田 1/100 以上 1/20 未満、畑、草地及び採草放牧地については 8 度以上 15 度未満を対象とする。

b 高齢化率・耕作放棄率の高い農地

急傾斜農地及び緩傾斜農地以外の農地で高齢化率 40%以上、耕作放棄率：田 8%以上、畑(草地含む。)15%以上の農地

(2) 集落協定の共通事項

1) 集落の農用地面積が 1 h a 未満である場合において、農用地面積が 0.8 h a 以上であり、かつ、農用地の保全等の観点から集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、1 h a 以上の一団の農用地の要件を満たしたものとみなす。

2) 協定参加者数がおおむね 50 戸に満たない場合において、協定参加者数が 30 戸以上となり、かつ、地理的又は地形的な条件等を踏まえて集落連携・機能維持加算のうち集落協定の広域化支援の対象とすることが適当であると市町村長が個別に認めた場合には、おおむね 50 戸以上の協定参加者数の要件を満たしたものとみなす。

3) 対象者

認定農業者に準ずる者とは、人・農地プランの中心経営体として位置づけられた者など、地域の実情に合わせて市町村長が認定する者とする。

4) その他必要な事項

1) 耕作放棄地の復旧に対する支援は、国又は県の事業を活用しつつ推進する。

2) 土地改良通年施工に係る事業の概要、現に災害を受けている農用地の災害復旧事業の概要及び田から畑への地目変換等必要な事項について、記述するものとする。

3) 次のアからエの取組を集落協定に位置づける場合は、各項目に示す事項について、集落協定に記述する。

ア. 土地改良事業

(ア) 事業実施の目的

(イ) 事業の実施主体

(ウ) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

イ. 災害復旧事業

(ア) 事業実施の目的

(イ) 事業の実施主体

(ウ) 実施する事業種目、事業内容及び事業規模

ウ. 地目の変更

(ア) 耕作者（所有者）名

(イ) 変更前後の地目及び面積

エ. 集落相互間の連携

(ア) 近隣の担い手のいる集落等との連携（当該集落名、連携の活動内容、スケジュール）

(イ) 農業公社、NPO 法人、農作業受委託組織等、民間法人等の集落協定への参

加・連携

(当該法人名、連携の活動内容、参加内容、スケジュール)

(ウ) 近隣の小規模な集落協定との統合・連携